

2018 C 日程 LS [0217]

受験番号

2018 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験  
憲法・民法・刑法  
(180分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は3ページである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は、憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペン（但し、フリクション等の消せるボールペンは不可）または黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

## 専門論文試験 憲法

### 【第1問】

以下の【事例】を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

### 【事例】

A地方裁判所の判事補であるYは、死刑制度の廃止を訴える論文を法律専門雑誌に投稿し、掲載された。そして、この投稿が契機となって、死刑廃止運動を行う団体Bの代表が、Yのことを知ることになる。20\*\*年、団体Bは死刑廃止を訴える集会を企画し、Yに集会のシンポジウムで講演を行うことを依頼した。Yはこれを承諾し、集会を知らせるピラにはYの名前が集会シンポジウムの参加者として記載された。

この事実を知ったA地裁所長はYを呼び出し、集会への参加を見合わせるよう翻意を促した。これに対しYは、再考してみると所長に述べた。集会当日、Yは予定通り死刑廃止を訴える講演を行ったが、A地裁判事補の肩書きを名乗らず、「法律実務家」を肩書きとしていた。

A地裁所長は、Yが集会で上記講演を行ったことが裁判所法52条1号の「積極的に政治運動をすること」に該当するとして、高等裁判所にYの懲戒を申し立てた。

### 〔設問1〕

上記事例を検討する際に参照すべき最高裁判例を挙げ、その事実と決定の概要を説明しなさい。

### 〔設問2〕

Yの行為は裁判所法52条1号の「積極的に政治運動をすること」に該当せず、Yを懲戒すべきでないと主張するとすれば、その主張はどのようなものとなるか。憲法上の問題に触れつつ書きなさい。

(裁判所法52条) (政治運動等の禁止)

裁判官は、在任中、左の行為をすることができない。

一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。

(以下、略)

### 【第2問】

憲法判断回避のルールについて、具体例を挙げつつ、簡潔に説明しなさい。

## 専門論文試験 民法

### 【問題】

以下の【事例】を読んで、〔設問1〕から〔設問3〕に答えなさい。

### 【事例】

Aは、神戸市内に複数の不動産を所有していた。

平成7年10月15日、Aは、知人であるBに、所有する不動産のうちの甲土地と乙土地を贈与した。この契約はAの動機の錯誤により無効であったが、Bは、同日、両土地の引渡しを受けた。もともと、所有権移転登記は、事情により後日行うこととされた。

平成12年12月7日、Aは死亡し、長男であるCが、その唯一の相続人としてAを相続した。

CがAを相続してから十余年が経過したころ、Cは、東京に転勤になったのをきっかけに、神戸市内の不動産を処分することにした。そして、Cは、甲土地を平成27年4月10日にDに売却し、乙土地を平成28年1月15日にEに売却し、それぞれ売却と同日付で所有権移転登記をした。

その後、Bは、Dから甲土地の明渡しを、Eから乙土地の明渡しを、それぞれ求められた。いずれもCとの売買契約によって取得した所有権に基づくものであった。

これらの請求に対し、Bは、甲土地・乙土地の時効取得を主張することを考えている。

### 〔設問1〕

取得時効（長期）の要件を挙げたうえで、甲・乙両土地について時効が完成していることを説明しなさい。また、【事例】と異なりAB間の贈与契約が有効であった場合、要件の充足の有無は違ってくるか。

### 〔設問2〕

Bは、甲土地の時効取得を主張することによって、Dの請求を拒むことができるか。

### 〔設問3〕

Bは、乙土地の時効取得を主張することによって、Eの請求を拒むことができるか。

## 専門論文試験 刑法

### 【問題】

以下の【事例】を読んで、下の〔設問〕に答えなさい。

### 【事例】

Xは、YとZと友人関係にあった。

YとZは、自分たちがあっせんした新聞販売店の仕事を一方的に反古にしたAに対し、これをたねに金員を喝取しようとして共謀し、平成〇〇年8月1日午前9時ころから同日午後1時ころまでの間、大阪市〇区〇町×番地所在のY方において、Aに対し、Yが「お前が仕事をことわったことで俺は信用をなくした。お前には50万円の費用がかかっている。損害をどうしてくれる。その分弁償してもらおうか。」などと言い、Zが手拳および皮バンドでAの頭部、顔面、背部等を多数回にわたり殴打したり、足蹴にするなどの暴行を加えて50万円を要求し、その要求に応じないときはさらにいかなる危害を加えるかもしれないような氣勢を示して脅迫し、同人を畏怖させた。

Xは、同日午後1時ころ、Y方に遊びに行ったところ、YとZから、上記のような事情を知らされ、Aと一緒に銀行まで行って、AにATMから50万円を下ろさせ、持ってくるように指示された。

Xは、あまり気乗りがしなかったが、YとZから手間賃として5万円やると言われて、承諾した。

その後、Xは、Aと一緒に銀行に行き、AがATMから引き出した50万円を受け取り、それをYとZに渡し、約束通りその中から5万円を受け取った。

以上のような事実について、検察官は、強盗致傷の場合、暴行行為終了後に加担した後行者も強盗致傷の罪責を負うべきであるなら、本件のXも恐喝罪と傷害罪の共同正犯としての罪責を負うべきであると主張した。

### 〔設問〕

Xの罪責を論じなさい。